

知立市低入札価格調査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により発注する建設工事及び工事関係委託（以下「建設工事等」という。）の入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10及び第167条の10の2第2項（これらの規定を施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事関係委託 測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の委託をいう。
- (3) 低入札価格調査 施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする場合に該当するかどうかを確認するための調査をいう。
- (4) 低入札調査基準価格 前号の調査を行う基準として設定した価格をいう。
- (5) 失格基準価格 低入札調査基準価格を下回った場合に契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、その者のした入札を失格とする基準として設定した価格をいう。
- (6) 最低制限価格 施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格をいう。

(対象となる工事等)

第3条 低入札調査基準価格を設ける建設工事等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める建設工事等とする。

- (1) 建設工事 次に掲げる要件のいずれかに該当する建設工事

ア 国庫又は県費による補助金、負担金等の交付対象であること。

イ 設計金額が3,000万円以上であること。

ウ 総合評価落札方式で発注するものであること。

(2) 工事関係委託 次に掲げる要件のいずれかに該当する工事関係委託

ア 国庫又は県費による補助金、負担金等の交付対象であること。

イ 設計金額が1,000万円以上であること。

2 最低制限価格を設ける建設工事等は、前項の規定による低入札調査基準価格を設ける建設工事等に該当しない建設工事等であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 建設工事 設計金額が130万円を超えるもの

(2) 工事関係委託 設計金額が500万円を超えるもの

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）とする。ただし、当該額が、予定価格（税抜き。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を、それぞれ低入札調査基準価格とする。

(1) 建設工事 別表第1の工事の種類欄に掲げる工事の種類に応じ、同表の①の欄から⑤の欄までに掲げる額の合計額

(2) 工事関係委託 別表第2の業務区分の欄に掲げる業務区分に応じ、同表の①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額。ただし、複数の業務区分を含む工事関係委託については、業務区分ごとに同表の①の欄から④の欄までに掲げる額を合計した額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、低入札調査基準価格を予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で定めることができる。

3 第1項第1号に定める額の算定にあたっては、予定価格の算定の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設部積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき機械単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理

費にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(入札参加者への公表及び周知)

第5条 競争入札において低入札調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格を定めた場合は、入札公告、指名通知等により、低入札調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格の設定がある旨を周知するものとする。

2 低入札調査基準価格及び最低制限価格は、落札決定後に速やかに公表する。

3 前項の規定にかかわらず、低入札調査基準価格及び最低制限価格を公表することが競争の妨げになると判断した場合は、公表をせず、又は中止することができる。

(低入札価格調査)

第6条 契約担当者は、開札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、低入札調査基準価格を下回る価格で入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札者の決定を保留するものとする。

2 前項の規定により落札者の決定を保留したときは、契約担当者は、低入札を行った最低価格入札者等に、開札日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、建設工事にあつては低入札価格調査に係る調査表（建設工事）（様式第1）の、工事関係委託にあつては低入札価格調査に係る調査表（工事関係委託）（様式第2）の提出を求めるとともに、次に掲げる事項について事情聴取等の調査を行うものとする。ただし、工事関係委託にあつては最低価格入札者等の業務実績又は過去の低入札価格調査の結果等から品質低下及び契約不履行のおそれがないと判断できる場合は事情聴取を省略することができる。

(1) 建設工事

ア その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収する。)

イ 手持工事の状況及び入札対象工事付近における手持工事の有無

ウ 手持資材の状況

エ 資材購入先及び当該購入先と入札者との関係

オ 労務者の具体的供給見通し

カ 下請契約予定者及び下請金額

キ 過去に施工した公共工事名及び当該工事における成績

ク 経営状況（必要に応じ、取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）

ケ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等）

コ その他必要な事項（建設副産物の排出地等）

(2) 工事関係委託

ア その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収する。）

イ 会社及び配置予定技術者の手持業務の状況

ウ 手持機械の状況（測量業務及び地質調査業務の場合に限る。）

エ 業務履行体制

オ 業務再委託予定者、再委託内容及び金額

カ 過去に受注した公共委託業務の状況

キ 経営状況（必要に応じ、取引金融機関への照会を行う。）

ク 信用状況（賃金不払いの状況等）

ケ その他必要な事項（直近の決算に係る財務諸表等）

3 契約担当者は、前項の調査を行う場合は、当該低入札に係る建設工事等の所管係長、設計担当者と共に調査を行うものとする。

4 契約担当者は、第2項の調査を行った場合は、建設工事にあつては低入札価格調査書（建設工事）（様式第3）を、工事関係委託にあつては低入札価格調査書（工事関係委託）（様式第4）を作成するものとする。

（知立市低入札価格調査会）

第7条 前条の調査結果の審議をするため、知立市低入札価格調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 調査会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 契約担当部長及び契約担当課長

(2) 当該低入札に係る建設工事等の所管部長等、所管課長

(3) 当該低入札に係る建設工事等の設計者が職員である場合は、当該設計者及び当該設計者の所属部署の課長

3 調査会の会長は、契約担当部長をもって充てるものとし、会長に事故がある場合又は欠けた場合は、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

4 会長は、低入札が行われた場合においては、速やかに調査会の会議を開催するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、工事関係委託にあつては会長が低入札価格調査書の

内容に問題等がないと判断した場合は、調査会の開催は行わないものとする。ただし、第2項に規定する調査会を組織する者いずれかが開催を求めた場合は、調査会を開催するものとする。

6 調査会の庶務は、総務課において処理する。

(落札者の決定)

第8条 前条の規定による調査会の調査及び審議の結果、契約の履行が確保されると認められる場合は最低価格入札者等を落札者と決定し、契約の履行が確保できないと認められる場合は、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を契約の相手方と決定するものとする。

2 次順位者が低入札に該当した場合は、前2条及び前項の規定を準用する。

3 契約担当課長は、前2項の規定により落札者と決定した場合は、直ちに口頭又は書面をもってその旨を当該入札参加者に通知しなければならない。

(失格基準価格)

第9条 前条の規定にかかわらず、最低価格入札者等の入札価格が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合は、低入札価格調査は実施せず、当該入札者は失格とする。

(1) 建設工事 別表第3の工事の種類欄に掲げる工事の種類に応じ、同表の①の欄から⑤の欄までに掲げる額の合計額

(2) 工事関係委託 低入札調査基準価格に10分の8を乗じて得た額

(最低制限価格)

第10条 最低制限価格は、第4条の低入札調査基準価格の算出と同様とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行し、改正後の知立市低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 知立市最低制限価格取扱要綱（平成23年1月4日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、改正後の知立市低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の知立市低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の知立市低入札価格調査実施要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

様式一覧

- | | |
|------|-----------------------|
| 様式第1 | 低入札価格調査に係る調査表（建設工事） |
| 様式第2 | 低入札価格調査に係る調査表（工事関係委託） |
| 様式第3 | 低入札価格調査書（建設工事） |
| 様式第4 | 低入札価格調査書（工事関係委託） |

別表第1（第4条関係）

工種の種類	①	②	③	④	⑤
土木工事積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

別表第2（第4条関係）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	
設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	地質調査業務（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の7.5を乗じて得た額	地質調査業務（一般）の内、諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

別表第3（第9条関係）

工の種類	①	②	③	④	⑤
土木工事積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事	機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額